

## 第4期岩手県地域福祉支援計画素案 第3期計画からの変更点

【第3期:平成31年度～令和5年度】		【第4期:令和6(2024)年～令和10(2028)年度】	
I 計画策定の基本的な考え方		I 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨		1 計画策定の趣旨	次期計画の変更点・考え方 ・ 記載内容の時点更新 ・ 概念図の更新
2 計画の位置づけ		2 計画の位置づけ	
3 計画期間		3 計画期間	
4 計画の推進		4 計画の推進	
II 地域福祉を取り巻く状況		II 地域福祉を取り巻く状況	
1 法改正等の動向 (1) 地域福祉の推進 (2) 第1期計画策定後の動向 (3) 最近の動向(前計画策定以降)		1 計画策定の背景 (1) <b>生活を取り巻く情勢の変化</b> (2) <b>地域福祉施策の変遷</b> (3) <b>地域共生社会の実現に向けた制度改正の状況</b>	次期計画の変更点・考え方 ・ 地域共生社会の実現が求められる背景となった社会情勢や地域福祉施策等の流れを整理。
2 データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況 (1) 人口減少と少子・高齢化の進展 ア 人口減少 イ 少子化 ウ 高齢化		2 データで見た本県の地域福祉を取り巻く状況 (1) 人口減少と少子・高齢化の進展 ア 人口減少 イ 少子化 <b>合計特殊出生率の推移</b> ウ 高齢者人口・高齢化率の推移	・ 世帯数の推移を追加
(2) 高齢者・障がい者等の福祉サービス利用状況 ア 要介護認定者等の状況 イ 障がい者の状況		(2) 高齢者・障がい者等の福祉サービス利用状況 ア <b>介護保険サービスの利用状況</b> イ 障がい者の状況	
(3) 地域の深刻な福祉課題 児童虐待処理件数の推移 ドメスティック・バイオレンス(DV)相談件数 高齢者虐待判断事例件数の推移 県内の自殺者の推移		(3) 地域の <b>多様な福祉課題</b> ア <b>児童虐待の状況</b> イ <b>DVの状況</b> ウ <b>障がい児・者虐待の状況</b> エ <b>高齢者虐待の状況</b> オ <b>自殺の状況</b> カ <b>生活困窮の状況</b> キ <b>県内在住外国人の状況</b>	・ 項目を「多様な福祉課題」として、生活困窮の状況や、県内在住外国人数を追加
(4) 地域福祉の多様な担い手 ボランティアの推移 NPO法人認証の推移 企業・事業所の社会貢献活動の状況 既に実施中の企業・事業所の社会貢献活動の内容		(4) 地域福祉の多様な担い手 ア <b>従事者の状況</b> イ ボランティアの状況 ウ <b>NPO法人の状況</b> エ <b>企業の社会貢献活動の状況</b>	・ 従事者の状況として、保育士、各福祉士、民生委員の状況を追加。
(5) 被災者の状況		(5) <b>ひとにやさしいまちづくりの状況</b>	・ バリアフリー対応施設数等を追加
(6) 地域福祉に関する住民の意識		(6) <b>東日本大震災津波 被災地の状況</b>	・ 人口減少の状況を追加
		(7) 地域福祉に関する <b>アンケート =概要=</b>	
III 計画の基本的考え方		III 計画の基本的考え方	
1 基本理念		1 基本理念	次期計画の変更点・考え方 ・ 地域住民を含んだ、地域福祉活動における多様な主体を具体的に挙げるとともに、期待される役割を追加。 ・ 施策体系図を更新
2 基本方針		2 基本方針	
3 施策の基本方向		3 施策の基本方向	
		4 <b>多様な主体に期待される役割</b>	
IV 施策の基本方向		IV 施策の基本方向	
1 市町村の体制づくり	項目異動		次期計画の変更点・考え方 ・ 前期計画期間中に全市町村で計画が策定されたことから、市町村支援の次のステージを検討する必要があり、あらゆる施策を包括して下支えすると意味で、市町村体制への支援については後段へ移動させる。
(1) 地域福祉計画の推進 ア 市町村の計画策定のための支援 イ 市町村の計画推進のための支援			
(2) 包括的な支援体制の整備への支援 ・ 市町村における包括的支援体制整備に向けた支援			
2 福祉を支える人づくり		1 福祉を支える人づくり	・ 今後さらに高まるであろう地域福祉支援活動の担い手の確保とともに、スーパービジョンやコンサルテーションなどによる支援者の専門性の向上や、離職防止といった支援者支援に関する項目を追加
(1) 地域福祉を担う人材の育成 ア 社会福祉事業者従事者の確保・育成 イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成 ウ 地域福祉活動コーディネーターの育成 エ 福祉行政職員の育成		(1) 地域福祉を担う人材の育成 ア 社会福祉事業者従事者の確保・育成 イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成 ウ <b>コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉活動コーディネーター)の育成</b> エ 福祉行政職員の育成 オ <b>支援者支援</b>	
(2) 地域福祉の意識の醸成 ア 地域に根ざした福祉の学び イ 子どもの福祉のこころの醸成		(2) 地域福祉の意識の醸成 ア <b>地域の福祉課題を捉える</b> イ <b>地域で育む福祉教育の推進</b>	・ それぞれの地域の実情を把握し、それを踏まえ、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした福祉教育・啓発を意図したものを。
3 福祉サービス提供の仕組みづくり	大幅見直	2 福祉サービス提供の <b>基盤</b> づくり	・ 社会福祉法及び関連通知に倣い、地域共生社会の実現に向けた、地域における包括的支援体制の構築の方向性を整理。
(1) 地域トータルケアシステムの構築 ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ 市町村の相談支援機能の充実 ウ ケアマネジメント機能の充実・強化		(1) 地域における <b>包括的支援体制の構築</b> ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ 市町村の相談支援機能の充実 ウ ケアマネジメント機能の充実・強化 エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化 オ 見守り体制の充実・強化	
(2) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進 ア 高齢者福祉の推進 イ 障がい者福祉の推進		(2) <b>権利擁護の推進</b> ア <b>権利擁護の推進</b> (ア) <b>権利に基づいたアプローチ</b> (イ) <b>子どもの権利</b> (ウ) <b>合理的配慮の推進</b> (エ) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 (第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づく担い手育成方針) イ <b>権利侵害への対応</b> (ア) <b>児童虐待の防止</b> (イ) <b>障がい児・者虐待の防止・差別の解消</b> (ウ) <b>高齢者虐待の防止</b> (エ) <b>配偶者間暴力等(DV)の防止</b>	・ 個々の課題だけでなく、その人や家族を包括的に捉えること、それぞれの主観的幸福感・ウェルビーイングの向上に焦点を当てることを明記。 ・ 権利擁護の推進と権利侵害への対応の2つに分け、項目の記載を充実させるもの。
(3) 子どもの健全育成と子育て家庭への支援 ア 子育て家庭への支援 イ 子どもの健全育成の支援			・ 虐待に関する項目を分野別に細分化
(4) 誰もが安心して生活できる地域づくり ア 民生委員・児童委員活動の充実・強化 イ 見守り体制の充実・強化 ウ 社会的孤立の防止 エ 生活困窮者の自立支援の推進 オ 自殺対策の推進			
(5) 権利擁護の推進 ア 虐待への対応と養護者等への支援による予防 イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 ウ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消			

【第3期:平成31年度～令和5年度】	【第4期:令和6(2024)年～令和10(2028)年度】	
IV 施策の基本方向(つづき) (6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価 ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進	IV 施策の基本方向(つづき) (3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価 ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進	次期計画の変更点・考え方 ・ 特に項目の変更はない
	<b>3 福祉サービス提供の仕組みづくり</b> <b>(1) 生活に困難を抱える方への支援</b> ア 生活困窮者への支援 イ 居住確保が困難な方への支援 ウ 失業・就職困難な方への支援 エ 移動困難な方への支援 オ 子ども・子育て家庭への支援 カ 障がい児・者福祉の推進 キ 高齢者福祉の推進 ク 困難を抱える女性への支援 ケ がん、難病を有する方への支援 コ 自殺予防 サ 依存症対策 シ ひきこもり・社会的孤立 ス 地域定着・再犯防止の推進 セ 多様性・多文化共生社会	・ 社会福祉法改正及び国ガイドラインを踏まえ、生活困窮、高齢者や障がい者、子育て家庭といった従前の各種福祉サービスをはじめ、居住・就労・移動に関する支援など、地域生活を支えるための包括的視点でにより項目を整理。 ・ 地域における様々な福祉的な課題について、できる限り具体的に明示。 ※ 各種関連計画の策定状況に合わせ、項目設定については、素案作成時まで変動があるもの。
	<b>(2) 家族等への支援</b> ア ケアラー支援の推進 イ ヤングケアラーへの支援 ウ ダブルケアへの支援 エ 介護離職の防止	・ ケアの重要な担い手である家族への支援について、新たに項目を追加。
<b>4 福祉でまちづくり</b> <b>(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり</b> ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進 イ 住民参加による生活支援サービスの提供 ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進 <b>(2) 多様な主体による地域福祉の取組</b> ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進 <b>(3) 地域の福祉活動の財源の創出</b> ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進	<b>4 福祉でまちづくり</b> <b>(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり</b> ア 社会福祉施策への住民参画の促進 イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開 ウ 避難行動要支援者の把握と支援 エ ユニバーサルデザインの普及・促進 <b>(2) 多様な担い手(主体)による地域福祉活動の取組</b> ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援 イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進 ウ 企業の社会貢献活動の促進 <b>(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用</b> ア 各種基金及び民間資金の活用 イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進	・ 重層的支援体制整備事業の活用、平時からの災害対策について記載 ・ 水福連携を追加 ・ 項目名の変更(内容の変更はない)。
<b>5 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援</b> <b>(1) 被災者の安心の確保と生活支援</b> ア 被災者が安心して生活できる環境づくり イ 被災者のふれあいの場づくり <b>(2) 新たな福祉コミュニティの形成支援</b> ・ 新たな福祉コミュニティの構築 <b>(3) 人材の確保・育成</b> ア 被災者支援に従事する者の確保・育成 イ 地域づくり活動の担い手やボランティアの確保・育成	<b>5 被災経験を活かした支援体制づくり</b> <b>(1) 東日本大震災津波における被災者支援</b> ア 安心して生活できる環境づくり イ 新しいコミュニティの活性化 <b>(2) 今後の災害への備え</b> ア 担い手の育成・確保 (ア) 被災者支援に従事する者の確保・育成 (イ) ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備 イ 日頃からの備え (ア) 避難行動要支援者の把握と支援(再掲) (イ) 福祉避難所の整備	・ 長期的な視点での被災者支援の継続と、第2期復興創生期間後を見据えた展開を志向。 ・ これまでの被災・復興の経験を活かし、昨今多発している自然災害等今後起こりうる災害への備えについて項目を追加。
	<b>6 市町村の体制づくり</b> <b>(1) 地域福祉計画に基づいた施策の推進</b> ・ 市町村計画を推進するための支援 <b>(2) 包括的な支援体制の整備への支援</b> ア 市町村が抱える課題・ニーズ イ 市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援	・ 社会福祉法等の改正及び全市町村で計画が策定されたことを踏まえ、計画に基づいた施策の推進を支援する内容へ変更。 ・ 市町村が行う包括的支援体制・重層的支援体制整備への県の後方支援の方向性を示す。

大幅見直

【新規】

大幅見直

項目異動